

きずな通信

2022.4月 No.204

パワハラ防止対策義務化

橋口社会保険労務士事務所・労働保険事務組合 きずな
☎0985-29-5377 FAX 0985-29-5378
(takekazu.hashiguchi@iaa.itkeeper.ne.jp)

前年度まで努力義務だった「パワハラ防止措置」が今年度より義務化(中小企業)されました！
事業所はパワハラを放置してはいけなくなります。

日本商工会議所が実施した調査では、「パワハラ対策と適正な指導との困難」等の悩みを抱えている実態が明らかになっています。管理監督者自身が感情的になってしまった場合、【日を改めて指導】するのが望ましく【部下が泣いている場合は、何をいっても倫理的に理解されず、叱られたという記憶のみが残る】と指摘しています。

今回の義務化により事業所は、①パワハラの明確化⇒周知⇒啓発 ②相談窓口の設置

③パワハラが起こった場合の対応 ④相談者の保護 をしなくてはなりません。当事務所でも管理監督者への研修等、ご相談も受け付けておりますので、気になる点がございましたら、ご連絡ください。

4月からの雇用保険料率は、事業主負担のみ上がります

| | 労働者負担 | 事業主負担 | 雇用保険料率 |
|------------|---------|-----------|------------|
| 一般の事業 | 3/1,000 | 6.5/1,000 | 9.5/1,000 |
| 農林水産・※清酒製造 | 4/1,000 | 7.5/1,000 | 11.5/1,000 |
| 建設の事業 | 4/1,000 | 8.5/1,000 | 12.5/1,000 |

※今年度の料率変更は、2段階に分けて行われ、2回目は10月からです。

10月からは、本人控除額も変わります。9月のきずな通信にてお知らせいたします。

コロナに関わる助成金のご案内

出産の為お休みしていました森笑佳が4/1より復帰しました。今後とも宜しくお願いします！

① 雇用調整助成金

雇用調整助成金が3月末⇒6月末まで期間延長になりました。

② 小学校休業等対応助成金

『こども(孫)の学校(保育園)の休校(休園)で働けません・・・』

年次有給休暇とは別の特別休暇で処理していただいた場合、
【賃金相当額】を助成金申請できます。※令和4年1月分からも遡って申請可能ですので、
ご質問等ありましたら、お気軽にお問い合わせください。(助成対象期間：6月末まで)



ゴールデンウィーク期間中について

当事務所の4月の業務は4月28日迄です。その後休業となり5月6日(金)より再開いたします。
給与計算等の関係で日数調整が必要な事業所様へは担当より個別にご連絡いたします。
急な連絡等がある場合は所長【090-7476-7223】まで宜しくお願い致します。

